

**租税債権を第三者弁済した場合の弁済による代位を理由とする優先的破産債権確認
請求訴訟の破産法 100 条 1 項の権利行使該当性（積極）〔①事件〕****租税債権を第三者弁済した場合の弁済による代位を理由とする財団債権の請求の可否
（消極）〔②事件〕**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 ①平成 27 年 11 月 12 日、②平成 27 年 11 月 26 日

【事件番号】 ①平成 26 年（ワ）第 20312 号、②平成 26 年（ワ）第 9596 号

【事件名】 ①優先的破産債権確認請求事件、②立替金支払請求事件

【裁判結果】 ①訴え却下（控訴）、②棄却（控訴）

【参照法令】 ①破産法 100 条 1 項、②民法 500 条・501 条、国税通則法 41 条 2 項

【掲載誌】 ①金判 1482 号 50 頁、②金判 1482 号 57 頁

LEX/DB 文献番号① 25531998

② 25532005

事実の概要

1 事案の概要

①事件 本件は、X が、破産者 A（以下「破産者」という。）に代わり同人が国に対して負担する租税債務を第三者弁済し、破産者に対して求償権を取得するとともに、国が破産者に対して有する租税債権について、弁済による代位が生じたとして、同債権（破産法 148 条 1 項 3 号に当たる財団債権に係る部分を除く。）について、破産者の破産管財人である Y に対して、合計 12 億 0,607 万 8,255 円の優先的破産債権が存在することの確認を求めた事案である。

X は、経営コンサルティング、経理・総務事務の受託・代行業務等を行う株式会社であり、破産者は、訴外 B 株式会社の代表取締役であったが、平成 21 年 4 月 21 日、同社が破産手続開始決定を受けたことに伴い、破産者の債権者から破産手続開始申立てがされ、同年 6 月 4 日、破産手続開始決定を受けた（以下「本件破産手続」という。）。Y は、同日、破産者の破産管財人に選任された。X は、平成 26 年 4 月 3 日、Y に対し、X が破産者の国に対する租税債務を第三者弁済したことにより破産者に対して優先的破産債権を有する旨の確認を求めた。Y は、平成 27 年 3 月 11 日の時点で、本件破産手続においては破産債権について配当の見込みが立っていないとして、破産者に対する債権調査は行っていない。

②事件 本件は、X らが、①事件と同一の破産者 A（以下「破産者」という。）が国に対して負担する租税債務を第三者弁済するなどし、破産者に対して求償権を取得するとともに、国が破産者に対して有する租税債権のうち破産法 148 条 1 項 3 号に該当する財団債権について弁済による代位が生じたとして、破産者の破産管財人である Y に対し、X₁ は合計 7 億 2,719 万 5,928 円の支払、X₂ は合計 6 億 3,113 万 0,872 円の支払、X₃ は合計 13 億 6,818 万 2,216 円の支払をそれぞれ求めた事案である。

X₁ 及び X₂ は、平成 21 年 1 月 30 日、国との間で、破産者の国に対する租税債務（納期限が平成 20 年 9 月 30 日のもの。）の支払を担保するため、X₁ 及び X₂ が所有する土地建物について、抵当権設定契約を締結し登記を経由した。国は、同年 6 月 17 日、抵当権を実行し、公売により X₁ 分で合計 7 億 2,719 万 5,928 円、X₂ 分で合計 6 億 3,113 万 0,872 円の配当を得た。

なお、X₃ は、破産者の国に対する租税債務を立替払した旨主張したが、判決で立替払は認定されておらず、X₃ に関する点は省略する。

2 争点

①事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。②事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。③事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。④事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑤事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑥事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑦事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑧事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑨事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑩事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑪事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑫事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑬事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑭事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑮事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑯事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑰事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑱事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑲事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。⑳事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉑事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉒事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉓事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉔事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉕事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉖事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉗事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉘事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉙事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉚事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉛事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉜事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉝事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉞事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㉟事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊱事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊲事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊳事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊴事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊵事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊶事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊷事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊸事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊹事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊺事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊻事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊼事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊽事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊾事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。㊿事件 争点は、本案前の主張として、破産法 100 条 1 項の権利行使該当性及び確認の利益の有無である（本案の主張として、優先的破産債権の有無があるが、ここでは省略する。）。

本件で判断された破産法 100 条 1 項の権利行使該当性につき、X は、法が本来的に禁止しているのは強制執行であり、確認訴訟は含まれない、本件破産手続では破産手続開始決定後約 5 年半もの間、破産債権の届出期間及び破産債権の調査期間が定められていないため、破産法の簡易・迅速な債権の確定という趣旨が没却されており、確認訴訟は許される等主張している。

②事件 争点は、租税債権への代位の可否である（なお、代位する租税債権の財団債権該当性も争点となっているが、省略する。）。

X らは、民法上の原則どおり原債権たる租税債権は代位弁済者に移転する、国税通則法 41 条 2 項は、租税債務の代位弁済者に租税債権のために設定された抵当権につき代位を認めており、被担保債権である租税債権も代位弁済者に移転する、租税債権の自力執行権については、弁済による代位によっても、私人に移転するものではない、代位弁済者に租税債権の優先権の行使を認めなければ、第三者弁済を行う者はおらず、租税債権の円滑な徴収という目的は大きく阻害されると主張する。

判決の要旨

①事件 破産法 100 条 1 項の権利行使該当性

「破産法は、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とし（破産法 1 条）、破産法 100 条 1 項は、基準時である破産手続開始時の債務者の総資産と総負債を破産管財人により清算し、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るという上記破産制度の目的を実現するため、破産債権者による個別的権利行使を抑止し、破産財団からの配当に権利の実現を委ねるべく、破産手続外での権利行使を禁止した規定であると解される。

そうすると、破産債権の行使については、法律に特別な定めがある場合を除き、当該債権の満足を求めるすべての法律上及び事実上の行為は破産手続によらずにすることはできないのであり、債務名義に基づく強制執行や保全執行のみならず、給付訴訟や積極的確認訴訟も破産債権の行使とし

て許されないというべきである。」

②事件 租税債権への代位の可否

「弁済による代位（民法 500 条）は、弁済者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、債権者の債務者に対する債権（以下「原債権」という。）及びその担保権を弁済者に移転させるものであるが（最高裁昭和 55 年（オ）第 351 号同 59 年 5 月 29 日第三小法廷判決・民集 38 巻 7 号 885 頁）、債権の性質上譲渡することが許されない債権については、弁済による代位が否定されることになるというべきである（民法 466 条 1 項ただし書参照）。

ところで、租税債権は課税要件を満たす事実関係が存在する場合に発生する法定債権であるが（国税通則法 15 条）、その具体的な税額の確定については、納税義務者の申告によるほか税務署長による更正処分、決定処分、賦課処分などの行政処分によるべき場合があること（同法 24 条、25 条）、納税義務者が納期限までに納付しない場合、租税義務の履行を実現するには裁判手続によるのではなく行政処分として財産の差押えをし（国税徴収法 47 条 1 項）、公売に付し（同法 94 条 1 項）換価手続をしなければならず、私法上の債権のように債権自体の譲渡による換価は認められていない。また、租税債権には、税負担の公平の観点から、租税の減免、不徴収、和解をすることも認められていないという私法上の債権とは異なる特色がある。これらの性質に照らすと、租税債権は、公法上の債権として、私人間でこれを直接行使することが予定されていないというべきである。

そうすると、租税債権は、当事者の意思が尊重される私人間の債権債務関係と同様に論ずることはできず、権利の性質上、私人に対する譲渡が許されない債権であると解するのが相当である（大審院明治 37 年（オ）第 518 号同年 12 月 8 日判決・民録 10 輯 1564 頁。）。

判例の解説

一 はじめに

倒産法における弁済による代位は、例えば、主債務者の借入れにつき連帯保証し、主債務者が破産したため、連帯保証人が債権者に対し保証債務を全部履行した場合に生じる。連帯保証人は、主

債務者に対する事後求償権を行使できるが、求償権は破産手続開始前の保証契約に基づき生じた財産上の請求権であり、破産債権となる（破産法2条5項）。連帯保証人は、弁済によって当然に債権者に代位し（民法500条）、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権者の原債権を行使することができることになるが（民法501条柱書）、原債権は①貸金債権であり、同じく破産債権のため、さほど大きな問題とはならない。ところが、原債権が財団債権となると、問題状況が大きく変わってくる。すなわち、自らの求償権は破産債権だが、原債権は財団債権であり、保証人としては、財団債権として権利行使したい。民事再生においても、求償権は再生債権だが、原債権が共益債権や一般優先債権となる場合も同様である。前述した「自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において」（民法501条柱書）の解釈が問題となる。この点、債権の属性により、②租税債権、③労働債権、④私債権でそれぞれ争いとなった（なお、各債権は、その債権を有する者の属性を考慮し、いわば政策的に優先権を付与されていることに留意されたい。）。

二 弁済による代位に関する判例、裁判例

弁済による代位の制度の本質については、最判昭59・5・29（民集38巻7号885頁）及び最判昭61・2・20（民集40巻1号43頁）が先例としてあるところ、倒産法において、まず問題となったのは、本件と同じ②租税債権である。金融機関が関税等につき保証履行した事案において、いずれも弁済による代位を否定した高裁判決があった（破産につき、東京高判平17・6・30金法1752号54頁、原判決は東京地判平17・3・9金法1747号84頁。民事再生につき、東京高判平17・8・25公刊物未登載、原判決は東京地判平17・4・15判時1912号70頁）。また、②租税債権を立替払（第三者弁済（民法474条））した事案においても、民事再生の事案で、立替金返還請求権の一般優先債権該当性を否定していた（東京高判平19・3・15公刊物未登載、原判決は東京地判平18・9・12金法1810号125頁）。いずれも最高裁判決は出ていなかった。

その後、③労働債権の場合（破産で私人が財団債権となる賃金を立替払した事案）と④私債権の場合（民事再生で管財人が民事再生法49条1項に基づき解除を選択し、前渡金返還請求権が同条5項、破

産法54条2項により共益債権となった事案）において争われ、最高裁は、相次いで弁済による代位を肯定した（③労働債権につき、最判平23・11・22民集65巻8号3165頁、④私債権につき、最判平23・11・24民集65巻8号3213頁）。弁済による代位の制度趣旨につき、原債権を、求償権を担保するための一種の担保と捉えたものであった¹⁾。

②租税債権については、最高裁判決は出ていない状況にあるが、前述した最判平23・11・22の田原睦夫裁判官の補足意見には、「租税債権のごとく、弁済による代位自体がその債権の性質上生じない場合は別である。」とある。

このような判例、裁判例の流れの中で、本件では、②租税債権につき係争されていることになる。

三 破産法100条1項の権利行使該当性

①事件では、原債権である租税債権が優先的破産債権に該当するとして、Xは、破産債権の届出を行っていたが、配当見込みがない場合には破産債権の届出期間及び破産債権の調査期間が定められない、いわゆる留保型（破産法31条2項）のまま長期間経過したとして、優先的破産債権確認訴訟を提起した。

破産法100条1項は、「破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。」とされ、債権者は個別の権利行使を禁止され、破産手続において、破産債権の届出、調査、確定手続により、破産債権が確定され、配当を受けることになる。破産債権である租税債権については、同条2項において、例外的な取扱いとして、破産手続開始時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分（同項1号）及び徴収権限者による還付金又は過誤納金の充当（同項2号）の場合には、同条1項の適用が除外される。しかし、本件でXが主張する確認訴訟については規定がない。規定がない以上、原則どおり、破産債権の届出、調査、確定手続に服すべきであろう²⁾。

Xは、前述のとおり、破産法の簡易・迅速な債権の確定という趣旨が没却されている以上、確認訴訟を提起したとしても、破産法100条1項を害することもなく、むしろ現時点でいずれは訴訟（破産法126条1項に基づく破産債権査定異議の訴え）で解決されることが明らかな内容について審理を進めることは破産法100条1項の趣旨に

沿うと主張する。ただ、この点、本判決でも指摘されるとおり、債権調査の際、他の債権者は異議を述べることができ（破産法 121 条 2 項、破産規則 43 条 1 項）、その後の債権確定手続を破産管財人の意向にかかわらず破産債権の存否を争えるところ、破産管財人との間のみで確認訴訟が可能とすると、他の債権者の異議申立権を奪う結果となる。

なお、時効の中断については、破産債権者は自らの破産債権を届け出ることによってその効果を生じさせることができ（民法 147 条 1 号）、本件においても、X は破産債権の届出を行っている。

四 租税債権への代位の可否

弁済による代位の制度につき、前述した最判平 23・11・22（③労働債権）及び最判平 23・11・24（④私債権）は、原債権を、求償権を担保するための一種の担保として機能させることを趣旨とするという制度理解を基礎としており、財団債権や共益債権の制度趣旨や、各財団債権化、共益債権化の目的を勘案する立場をとっていないと理解されている³⁾。債権者間の公平の観点からは、他の債権者は、もともと原債権者による財団債権や共益債権としての権利行使を甘受せざるを得なかった立場であり、不当に不利益を被ることはないとされ、逆に原債権への代位を否定することは、他の債権者にとって、配当（弁済）原資が増え、いわば「棚ぼた」となるとの考慮（価値判断）が働いているものと思われる⁴⁾。

かかる判例の立場を前提とすると、②租税債権についても同様の結論が導かれるように思われるところであるが、前述したとおり、最判平 23・11・22 の田原裁判官の補足意見は、これを牽制する意味で、「租税債権のごとく、弁済による代位自体がその債権の性質上生じない場合は別である。」と指摘しており、例外を認めるには、そもそも弁済による代位自体を否定する方向しかないであろう。

この点、租税債権については、前提問題として、租税債権を第三者納付した場合に、当該租税債権が当該第三者に移転するのか自体が問題とされ、これが否定されるとすると、弁済による代位自体が生じないことになる。そして、租税債権の第三者納付の場合における抵当権の代位を認めた国税通則法 41 条 2 項は、「国税の効力として国が有

していた権利（例えば優先権や滞納処分の執行権）につき一般私人が代位することを認めるわけにいかないし、人的担保についても、その執行方法が滞納処分による等の特異な内容を含むから、同様に代位が認められない。そこでそのような障害のない抵当権に限り、代位を認めることとしたものである。」と解されていることからしても⁵⁾、前提問題は否定されよう⁶⁾。ただ、租税債権の特殊性のみを強調することで足りるのかについては、議論の分かれるところである⁷⁾。

五 おわりに

②租税債権につき、弁済による代位自体が否定されるとの結論に違和感はない。本件はやや特殊な事例であるが、他の場面を想定すると、例えばクレジットカードによる納税が可能な自治体があるところ、クレジットカード会社が自治体に租税債権を立替払したが破産者からは回収が未了という場合、同様に財団債権である原債権に代位することはできないであろう⁸⁾。

●—注

- 1) 榎本光宏「判解」最判解民事篇平成 23 年度（下）705 頁以下、同 722 頁以下参照。
- 2) 伊藤眞ほか『条解破産法〔第 2 版〕』（弘文堂、2014 年）742 頁、743 頁参照。
- 3) 山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂、2015 年）92 頁〔沖野眞已〕参照。
- 4) 筆者は、最判平 23・11・24 の一方当事者（再生事件の管財人代理）であったが、筆者の考え方については、拙稿「弁済による代位と民事再生—大阪高裁平成 22 年 5 月 21 日判決の事案から—（附）最高裁平成 23 年 11 月 24 日判決について」倒産実務交流会編『争点 倒産実務の諸問題』（青林書院、2012 年）245 頁以下。
- 5) 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解〔平成 25 年改訂〕』（大蔵財務協会、2013 年）492 頁参照。
- 6) 榎本・前掲注 1）717 頁参照。
- 7) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 2 版〕』（有斐閣、2014 年）299 頁、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社、2014 年）323 頁〔名津井吉裕〕、伊藤ほか・前掲注 2）993 頁、田原睦夫＝山本和彦監修『注釈破産法（下）』（金融財政事情研究会、2015 年）11 頁〔籠池信宏〕参照。
- 8) 野村剛司ほか『破産管財実践マニュアル〔第 2 版〕』（青林書院、2013 年）377 頁参照。

弁護士 野村剛司